

## 4.8 動物

### 4.8.1 調査の方法

動物に係る調査項目は、①動物相の状況、②保全すべき種の状況、③その他の予測・評価に必要な事項（広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況）とする。

動物に係る調査の方法は表4.8-1に、現地調査地点等の選定理由は表4.8-2に示すとおりである。また、調査地域及び調査地点は図4.8-1に示すとおりである。

表 4.8-1(1) 調査の方法（動物）

調査項目	調査方法		調査地域・調査地点	調査期間・頻度	
①動物相の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・爬虫類 ・両生類 ・魚類 ・昆虫類 ・底生動物	既存資料調査	「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」（2018年3月、埼玉県）等の整理及び解析を行う。		計画区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。
	現地調査	哺乳類	フィールドサイン法及びトラップ法、バットディテクターによる調査とする。	調査地域は計画区域及びその周辺200mの範囲とする。哺乳類のトラップは計画区域及びその周辺の代表的な植生の3地点、鳥類のセンサスライン及びポイントは計画区域及びその周辺の植生を網羅するように2ルート、2地点とする。	4季（春、夏、秋、冬）とする。 ※トラップ法 3季（春、秋、冬）、バットディテクター 2季（夏、秋）
		鳥類	ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査とする。	計画区域周辺の河川及び水路とする。	4季（春、夏、秋、冬）とする。
		爬虫類 両生類	直接観察による調査とする。		3季（春、夏、秋）とする。
		魚類	網等による捕獲、直接観察による調査とする。		
		昆虫類	任意採集、直接観察、ライトトラップ、ベイトトラップによる調査とする。	調査地域は計画区域及びその周辺200mの範囲とする。昆虫類のトラップは計画区域及びその周辺の代表的な植生の3地点とする。	
		底生動物	直接観察、採取による調査とする。	計画区域周辺の河川及び水路とする。	
②保全すべき種の状況 ・保全すべき種の生息域及び個体数又は生息密度 ・生息環境	既存資料調査	「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」（2018年3月、埼玉県）等の整理により、保全すべき種の抽出を行う。		計画区域及びその周辺とする。	現地調査の前に行う。
	現地調査	生息域	動物相の状況の調査により把握する。	動物相の状況と同様とする。	抽出した対象の特性に応じて、最適な時期とする。
		個体数	直接観察により可能な限り調査する。		
生息環境	「4.9 植物」等の現地調査結果を活用し、餌となる動植物の分布、営巣木、産卵場その他の営巣繁殖の場、河川等の水深等の非生物上の生息条件等を可能な限り推定する。				

表 4.8-1(2) 調査の方法（動物）

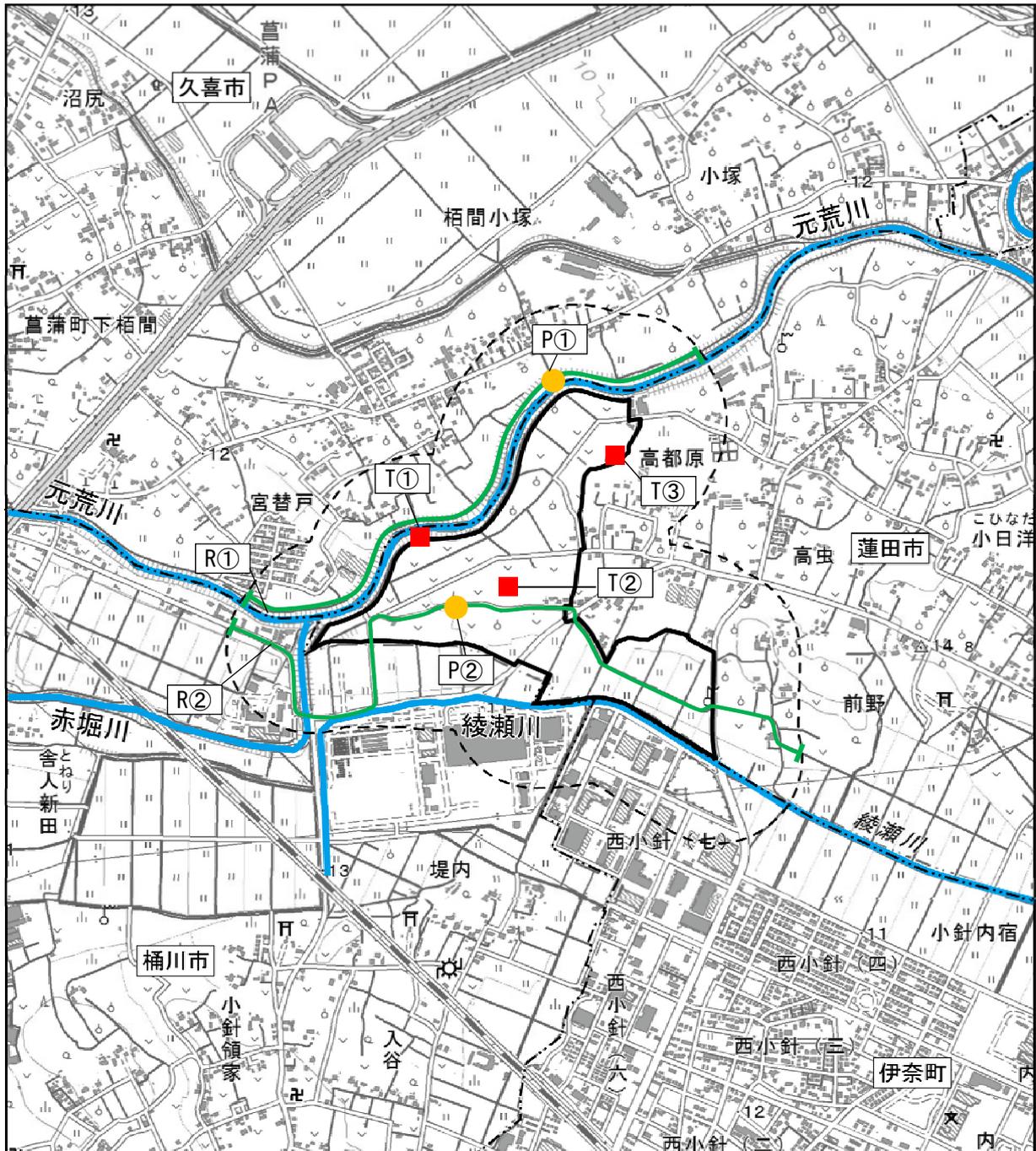
調査項目	調査方法		調査地域・調査地点	調査期間・頻度
③その他の予測・評価に必要な事項 ・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料調査	既存資料、専門家・地元有識者等からの聞き取りにより調査を実施する。	計画区域及びその周辺とする。	適宜実施する。

表 4.8-2(1) 動物等の現地調査地点等の選定理由

調査項目	地点名	調査方法	選定理由等
哺乳類	T①	トラップ法	計画区域及びその周辺において、代表的な環境である耕作地(畑地)、樹林及び河川環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点を選定した。
	T②		
	T③		
鳥類	L①	ラインセンサス法	計画区域及びその周辺において、代表的な環境である耕作地(畑地)及び河川環境における鳥類相が把握できるルートを選定した。
	L②		
	P①	ポイントセンサス法	
	P②		
昆虫類	T①	トラップ法	計画区域及びその周辺において、代表的な環境である耕作地(畑地)、樹林及び河川環境における昆虫類相が把握できる地点を選定した。
	T②		
	T③		

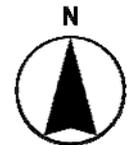
表 4.8-2(2) 動物等の現地調査地点等の選定理由

調査項目	調査対象地域等	調査方法	選定理由等
哺乳類	計画区域及び周辺 200m の範囲	フィールドサイン法	動物等に対する影響が予想される範囲として設定した。
爬虫類・両生類		直接観察	
魚類	計画区域周辺の河川及び水路	捕獲、直接観察	
昆虫類	計画区域及び周辺 200m の範囲	任意採集、直接観察	
底生動物	計画区域周辺の河川及び水路	直接観察、任意採取	



凡 例

- 計画区域
- 市町界
- 一般河川
- 計画区域外周より半径200m
- 哺乳類、昆虫類トラップ地点
- |— 鳥類センサスルート
- 鳥類センサスポイント



1:15,000  
0 100 200 300 400 500 600 m

図 4.8-1

動物調査地点  
(現地調査)

#### 4.8.2 予測・評価の方法

動物に係る予測、評価の方法は表4.8-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.8-4に示すとおりである。

表 4.8-3 予測・評価の方法（工事、存在・供用：動物）

予測事項	工事の実施及び造成地の存在による動物への影響 (工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度)
予測方法	事業計画、調査結果の重ね合わせによる推定、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、計画区域及びその周辺 200m の範囲並びに計画区域周辺の河川及び水路とする。
予測対象時期	工事による影響が最大となる時期及び施設の供用が定常状態に達した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 動物への影響が事業者等により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.8-4 環境の保全に関する配慮方針（動物）

区分	環境の保全に関する配慮方針
工事の実施及び造成地の存在による動物への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全すべき動物種については、計画区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。</li> <li>・工事に伴う騒音、振動及び夜間工事の際の照明等の軽減を必要に応じて検討する。</li> <li>・濁水については、仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。</li> <li>・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。</li> <li>・計画区域内で保全すべき動物が確認された場合は、種の特性を踏まえつつ、必要に応じて適地に移動するなど、環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図る。</li> <li>・建設機械については、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。</li> </ul>